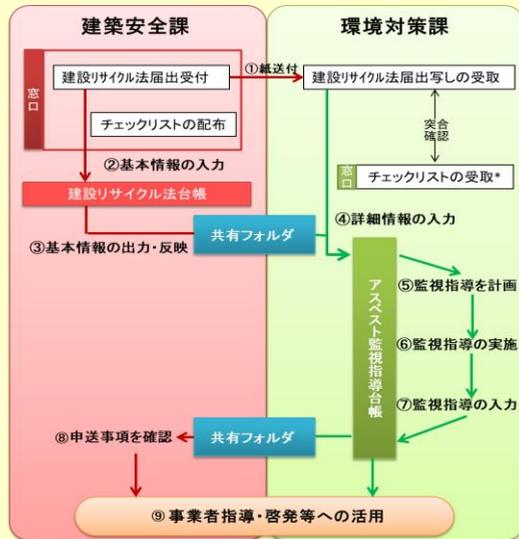


## 民間建築物の飛散防止対策

大気汚染防止法、建設リサイクル法の各所管部局間で連携を図り、解体等工事における民間業者の指導を行う  
また、民間建築物の所有者等が行うアスベストの分析調査及び除去等工事に係る補助制度の活用を促す

### 令和元年度

#### ■解体等工事現場への立入等による監視指導の実施



※チェックリストは、アスベストの有無にかかわらず任意で提出を求めている。事業者自らがアスベスト調査結果や事前調査書面の作成日、掲示板の設置予定日等を記入することで遺漏防止を図っている。

- 建築安全課が所管する建設リサイクル法における解体工事(床面積80㎡以上)等届出事項に基づき、環境対策課が監視指導を計画
- 環境対策課が、床面積80㎡以上の全ての解体工事現場への立入等により、監視指導を行うことで、解体工事現場からのアスベスト飛散防止を図る

#### 【令和元年度実績】

建設リサイクル法届出件数	1,653
解体工事等監視指導対象件数 (届出件数から新築等を除いた件数)	1,176
確認済み件数	1,134
対象件数のうち令和2年度に実施予定数	42

#### ■吹付けアスベストの含有調査及び除去等工事への補助

- 令和元年度補助実績 含有調査 1件 除去工事 0件

### 令和2年度

- 所管部局間での継続的な連携を進め、引き続き解体等工事における監視指導を行う。
- 吹付けアスベストの含有調査及び除去等工事に係る補助事業の周知・啓発を引き続き推進する。